

／特／集／
まえがき

新局面を迎える「大学改革」政策

細井克彦

2009年の「政権交代」、2011年の3.11東日本大震災・福島第一原発事故を経たにもかかわらず、野田内閣になって21世紀初頭の小泉政権時代の「構造改革」に逆戻りしたかのように、大学に対してもいっそう新自由主義的な改革を進めようとしており、大学改革政策は新局面を迎えている。

民主党政権の登場で、高等教育の漸進的無償化条項の留保撤廃や奨学金政策などが公約にあったことから大学政策においても変化が期待されたが、公約はつぎつぎと反故にされ、東日本大震災の惨事に便乗して一気に「改革」を進めようとする財界に取り入る野田内閣により、大学改革政策も大きく動きはじめた。

国家戦略会議の始動、総合科学技術会議、文部科学省の「大学改革実行プラン」などにみる財界主導の大学改革政策は、小泉政権時代の経済財政諮問会議、文部科学省「大学(国立大学)の構造改革の方針」(「遠山プラン」)などを彷彿とさせるものである。かつ、その「質的転換」に向けて急激な実行を求め、一部の大学(関係者)の積極的な荷担もあり、日本の大学の危機をますます深刻化することが危惧される。

齋藤安史論文は、小泉「大学構造改革」と野田政権下の国家戦略的大学改革政策を対比しながら、科学・技術政策との関連、とりわけ競争力強化のための人材(財)育成の観点から包括的に検討しており、政策過程での主要大学の役割に注意を喚起している。

中嶋哲彦報告では、国立大学法人化の起点から、法人と大学の関係、その一体的運営によ

る大学の実質的な管理の仕組み、および国立大学＝行政機関、「自主性・自律性」のための法人化という文科省の主張の虚構性を解明し、学問の自由・大学自治の意義を強調している。

佐藤誠二論文では、国立大学法人制度の要である財政問題について、それが財政縮減政策と「評価と資源配分」とのリンクにともなう競争原理により、国立大学の財政基盤をほり崩し教育研究活動に大きな支障をきたしている実態を詳細なデータとともに解明している。

長山泰秀論文では、国立大学法人化後の公財政支出の変化を、総額の貧困、運営費交付金の一貫した減額と競争的資金への傾斜から取り上げ、従前からあった大学間格差を利用した「機能別分化」による正当視とその弊害を解明し、「改革」動向の質的転換を指摘している。

森利明論文は、大阪府立大学の改革状況を報告している。公立大学でも法人化を機に、東京都立大、横浜市立大などでの首長部局による破壊的な改革が大阪府大でも、府立大、女子大、看護大の統合に続き、現在、大阪市立大学との統合という形で進行中である。

法人化は、大学の「自主性・自律性」の確立を名目に、実際には制度的にも政策実態からも(評価と財政を通じた)大学の権力的支配のための仕組みづくりであった。今度はそれを徹底するために、大学ガバナンス(企業統治方式)の強化が政策課題化されている。学問の自由・大学の自治を確立しうる大学政策への構造的な転換が急がれる。

(ほそい・かつひこ：大阪市立大学名誉教授、
教育行政学)